

### 第十三章 災害事變並疫病

往昔の事は徴すべき文獻皆無の爲、全然之を知る由がないが、永頼見聞録、今治拾遺、今治夜話、縣誌稿、町村事務報告其他の記録を涉獵し、又古老の言に依りて以下之を記載する。

一、享保五年四月二十八日 大火災

見聞録に「今朝六時午前六時前室屋町三丁目山本作右衛門ト申足輕宅より出火、三丁目、四丁目兩側ニテ百間余焼失申候、風モ無之候付同朝五時午前八時前火鎮り申候。竈數八十軒余也云々」とある。今治としては随分大火である。而して五月二日に至り夫々救助方の取計があつた。即ち拾遺に「室屋町出火之節類焼之者共へ拜借被仰付候。尤中間格ノ者ノ家持分へばかり斗拜借被仰候町人へハ、家持分へ竹木代銀五拾目宛被下之候事」とある。以て當時を想察すべきである。

二、享保七年六月二十三日及七月十日 大洪水

夜話を抜萃して其情況を示せば次の通である。

享保七壬寅年六月二十三日大雨洪水、大川満水、西門押入、三丸大御門土橋今の御厩通より吹揚切れる、所々破損多し、御用所より觸有りて今度土橋破壊に付、殊に近々殿様四代定基被遊、御歸城旁以大御門前切口、御家中の面々御雇、取繕候様思召候、則ち左の通出来、六月廿七、八、九と三日なり、内廿七日百七人、廿八日百二十人、廿九日百二十三人、都合三百五十人役にて出来、然所又々七月十日大雨、先日取繕

候所悉く破壊なり。以下省略

右に關しては拾遺にも詳細なる記録がある。それに依ると、此時六月廿三日大川決潰箇所は藏敷村實入新田とあるが、藏敷に實入新田といふ所はないので、今の日高村松ノ鼻らしい。尙此時淺川も切れて、一面に水押し寄せ、辰ノ口橋も流失した。而して此の洪水の領内全部の損害は

- 一、高 八千八石三斗餘 本田、新田川成砂入水押永荒共 此畝五百七十二町二畝
- 一、潰家 四百八十軒 内六軒侍屋敷、三十二軒町屋、二百七十八軒民家、三軒流失、百六軒牛馬屋

侍屋敷六軒、町屋三十二軒といふので、大体今治市内の状況を察することが出来よう。又見録にも詳細なる記録があるが、要領は右の通である。

三、享保九年四月より六月迄 大旱魃

此の時は未曾有の大旱魃であつたらしい。即ち夜話に「享保九甲辰四月より七月朔日迄無雨、朔日大雨、川水不來、百年來の旱魃なり」とある。記述は簡單であるが、九十日間の旱魃で七月朔日大雨が降つたが、而も川水が流れて來ぬといふのであるから、大旱魃の程度が想像出來よう。

四、享保九年八月十四日 奇異の高潮

夜話に「同八月十四日夜四時、午後十時のこと俄に高汐陸に上る事常潮より五尺餘高し、町方浦々大破、三之丸二尺餘、本町三尺四五寸、別して大島大破、晴天無風也、古今の珍事といふ。當年北國、

西國夥敷早損也と聞く」とある。晴天無風で本町邊三尺四、五寸の浸水であるから、眞に古今の珍事であるに相違なく。

五、享保十四年六月 旱 魃

見聞録に「同六日御領分打續日照ニ付明七日夕ヨリあまひび零光林寺へ被仰付候云々」とある。かくて七日より零の結果は、八日より雨模様となり九日も夕方小雨、十日も雨天となつたので、鈍川的光林寺に詰切つた人々は夫々歸城したといふ。

六、享保十四年八月十九日 暴風雨並高潮

見聞録八月二十日の條に「昨日晝夜大風雨少々破損。町郷中潰家有之、濱手番所高潮ニ而流失申候事」とある。少々破損といふが少々ではなかつたらしい。又別項に

去ル十九日大風雨高潮損亡之儀左之通東武へ注進有之候覺簡明にする爲記述方を原書と多少異にした

- 一、高 二萬七千六百〇三石四斗五升 越智郡・宇摩郡共本田新田汐入風痛此畝二千五百三十一町九反一畝
- 二十三歩

- 一、潰 家 七百四十六軒内本屋四百六十九軒、牛馬屋二百七十七軒
- 一、半潰家 二百四十一軒内本屋一百六十四軒、牛馬屋七十七軒
- 一、堤防決潰 二千〇五間 一百〇六ヶ所 一、倒 木 二百三十七本
- 一、死 亡 女二人 一、死 牛 三頭

又町内の分を調べて見ると左記の通である。

片原町 御番所流失一 潰家三五軒 半潰家十軒 獵師町 潰家二十五軒  
其他鍛冶屋町、川岸端、北新町、廓内、城内等に夫々損害があつた。

又之が報告の状況は「右之通東武へ道中七日雇切、軻迄押送、大阪迄四日切、町飛脚を以て差立候事」とあるに依つて當時交通の様相も知ることが出来よう。

七、享保十四年九月十四日 暴風雨

見聞録に「去ル十一日以來雨天ノ處今日大風雨惣社川満水ニ而鳥生村土手切候云々」とある。此の損害も随分多大であつて、詳細なる記録があるが、前記八月十九日の分より輕少であるから省略する。

八、享保十六年 米穀過剩

之を災害の部に記すことは少々變であるが、参考の爲夜話の一部を掲げる。

享保十六年辛亥歲諸國米下直、古米の越多、公儀にても被成方無之、川筋に假藏被建、詰腐に被成候、大阪へ七拾萬石餘町割に押賣被仰付、半分は腐米の由、今治米は二俵に付銀廿六匁云々

九、享保十七年 蟲害及早魃

夜話に左の通り記してある。尙此の蟲害を縣誌稿に蝗害と書いてあるが、浮塵子の間違かと思ふ。

翌十七壬子歲雲蚊(浮塵子)年と傳是也。定郷様七月十一日御初入御着城 十三、四日比より古今無之虫付也、小松、西條、松山邊喰盡今治に移、六月二十二、三日少喰始、七月十五、六日最盛也、稻虫抑々土佐より起と也、當年飢饉日本三分一足らずの不作云々、十月江戸御下知、中國、西國、四國稻虫附皆無に付參觀御免可被成候得共多分の事故其儀無之拜借金被仰付、一萬石に二千兩、二萬石より三千兩、四萬石より四千兩、六萬石より七千兩、十萬石より一萬兩、十五萬石より一萬二千兩、二十萬石より一萬五千兩、卅萬石より以上二萬兩也云々。十月十八日回米御用與力阿部伊右衛門、同心兩人今治着、大洲、松山、西條、小松役人、長百姓近國より今治へ罷出る。是にても今治は潤色したりとかや、十一月末御回米八艘着、米二萬石也云々、諸家への回米也、今治五千八百石金三千兩御拜借云々、去歲米廿六匁、今年七十七、八匁より八、九十匁、暮廿八、九日百目也云々、大阪糠下直にて石に付十二匁故追々申遣由、粉にはたきて食物とす云々、當年は常と違、五、六日無食の者は死云々、今治領納り高一萬二千四百五十石とか聞へし、内叔種三千俵百姓へ被下之由、飢人助米人數一萬七千餘人、一日米五勺也、五勺にては不助、荒海布少宛被下、是にて助るさいふ、塩一月二合つゝ被下云々、宇摩郡は米一合づゝ被下、百姓共御境米の御名を拜せしといふ。

殿様御入部御儀式未だ濟まずと雖も、人民生命の御祈の爲、此節零有之、青木社へ御參詣有之、七月十九日也、忽御歸路之節俄に風立小雨降、人民奉感涙、虫氣是より衰微云々 略中

岩井彌八物語に、國分御廟參の行掛、野は白穂の中に、衣干山の邊ニヶ所青田有りしに、歸路には是も白く成り有りしと也、雲蚊の如くといふて夥敷虫也けり。毎度行燈へ来る所の稻虫なり、唯夥敷故大害をな

すなり。或夕御用所より呼出にて罷出候所、中小姓等十二人なりけり。町方家毎の米穀高を手控に記て、土藏、納屋等へ入させ、印判の封印附御預に相成候段申渡罷歸、帳面可差出旨蒙仰、直様町々に立分れ、家毎改候内に或は床の下へ隠すも有るを、見咎藏入にして御預被成置候、我も此役勤しとなり略今井彌左衛門外名 物語に寒夜に飢寒の者叫ぶ聲閑座に響し哀なる事なりしと、此年にもたば粉は止め得ずして人々思ひくゝに木の葉草の葉を製し交てたべける、其中に上品たるは山歸はてんば來たばこに交る時は製にも不及して扱たべらるゝなりと、かゝる世にも歌はよみけるこそぞ 三ノ丸太夫の歌

奥さんは松葉搔寄せ粥を焚き 物申ものまの聲を聞ぞかなしき  
世の中は茶粥白粥小豆粥 此の三界をいつか遁れむ

因に有名なる義農作兵衛の餓死したのは此の年である。

一〇、享保十八年 飢 饉

拾遺に

享保十八癸丑年正月十二日、昨年秋稻作虫附、郷中寺院難澁拜借米寺社奉行所へ追々願出、無容儀事ニ付二 附届候事

とある。かくて米價暴騰し飢饉愈々甚しく、全國の餓死者實に十七萬に及んだといふ。

一一、享保廿年冬十月の御觸書

に次の如く出て居る。米價は當時の物價の参考となるからこゝに掲ぐ。國府 叢書

米直段次第ニ下直ニ相成、民家並百姓難義之事ニ候、町人諸職人等ニ至迄、世間及困窮候間、當冬より江

戸、大阪米屋共諸國拂米金一兩ニ付一石四斗以上ニ買請可申候、若米一石ニ付四十二匁已下買請於申ては當十月十五日より米一石ニ付銀十匁宛運上買請之米屋共より差出可申候事

但惡米之運上不差出正米下直准之相應ニ可買請、万一正米ヲ惡米之由申紛シ下直ニ買請候ハ、是又賣主より可申出候吟味之上可相答事

一二、元文四年八月五日 大洪水

拾遺に左の如く記してある。

八月五日今曉ヨリ東風吹出已ノ刻ヨリ風雨強、未ノ刻ヨリ以ノ外暴風烈敷、水増其上高沙ニ而町方へ沙揚、辰ノ口御門ヨリモ沙差込、御役人ノ面々爲裁許出役之處河水増候ニ付御家老ニモ被罷出、土手危候ニ付水防御家中ノ面々藏敷へ相詰、御門先水留裁許有之夜ニ入各退出御役人共無油斷申附有之内高橋村善左衛門新田土手切レ、實入新田モ切レ九時合藏敷往還ヨリ御門先へ水押掛、今夕ノ水防ニテ御曲輪内別條無之、町方へ水押入所々床ノ上迄水揚リ、辰ノ口橋繋留候所總社川筋切、河水溢沙モ滿、御門内へ水押入、土橋ヨリ沙込入候ニ付、再ヒ御家老始御家中ノ面々藏敷口辰ノ口へ罷出水防ノ上退去、高橋村新田ヨリ切込候水先別名村ヨリ日吉村、別宮村ヨリ寺町ノ方へ水押込候、藏敷口泉川常水ヨリ六尺六寸程水高シ  
總社川水先中寺村新田へ切込ミ、八町村郷村塚ノ堤防切、郷村ヨリ鳥生村新田へ水押濱新田堤防ニケ所切レ候。

八月二十六日、去ル五日越智郡ノ内領分大風雨、洪水、高沙田畑御損毛御届覺  
高六千三百二十五石四斗、一、六百十一町一反五畝 越智郡ノ内本田川成水押沙入共

高二千二百二十七石七斗六升、一、二百五十一町一反同、新田川成水押砂入共

一、三百十九軒、潰家之内、堂社三軒、本家二百四十三軒、一、千百五間、往還道三十四箇所流、牛馬家七十三軒

一、二千九百四十六間、土手石垣共十八ヶ所、切、流、半崩

一、八ヶ所、用水悪水樋共切流、一、三千六百九十二間、堰三百八十九ヶ所切流

一、四ヶ所、石橋落、一、八十五本、倒木、一、一人、男溺死

右ノ外稻作風損未詳候

一三、文政九年五月及六月 大洪水

拾遺に左の通記されてゐる。被害の少い割合に死人は多かつた。

五月二十日より二十一日夜に至迄、今治大風雨、御領中潰家流家並人死有之、同六月六日風雨、右兩度之

風雨ニ而總社川土手筋所々大破取調有之處、左之通 領内 全部

一、倒家郷町島、百五十七軒、一、田畑砂入、高二千六百拾四石余

一、溺死、男二十三人内五人行衛不知、一、砂船、五十艘内一艘行衛不知

一四、天保七年 霖雨凶作

拾遺天保七年の條に

一、同年十二月十六日御領分當夏植付前ヨリ雨繁、土用中季候惡敷、七月、八月頃雨天續、稻作實入不宜、

御損毛御届

一、高合二萬四千五百二十八石六斗

即ち殆ど藩の收入皆無の有様である。

一、同年諸國大飢饉也、米價江戸兩に二斗餘迄、至道中、旅籠三百三十文、翌酉年ハ四百文ニ上ル

一、天保八年四月廿四日去年稻作不熟、米價沸貴、飢人多候付、於御當領ハ別宮村明神社地へ御救小屋相

立、同日ヨリ粥御救大賄所役人出張、日々千二百人宛御救有之、五十日間一日一人六勺宛之積也

一五、天保七年十二月朔日 火災

拾遺同日の條に「黄昏過北新町出火、西風強三十軒余焼失五半時合午後九時頃鎮火」とある。今治は

人家櫛比し、道路狭く用水も必しも至便でないに拘らず、古來大火が少いのであるが、此の時の

火災は、前記享保五年四月二十八日の大火に次ぐものであらう。

十六、天保八年 疫病

拾遺天保八年の條下に

一、同年疫病流行、人死多候付於光林寺御祈禱被仰付、御家中御領中戸別へ御守札被下候

とあるが、何病であつたか又どの程度であつたか、遺憾ながら不明である。

一七、安政元年十一月五日 大地震 關東大地震は安政二年十月

拾遺同年の條下に

十一月五日夕申ノ刻ヨリ今治大地震各追々爲伺登城、殿様御故障新書院御庭へ御立除、不取敢御書院庭へ

假立御小屋申付候、御城廓所々破損多ク候へ共、潰込ノ場所コレナク、其後十八日迄度々震動、十二月四

日御届被差出候

## 一八、安政四年八月廿五日 地震

拾遺に「八月廿五日今治大地震、御城内外破損所不少御届有之」

古老の言に依れば、右安政兩度の地震前後何れか不明には海岸方面に損害多く、築出した突堤は皆崩壊したので、之を亂杭しがらみとなした。又片原町海岸は是迄寄洲が多かつたが、此以後寄洲減退して海水屋敷に及び、遂に明治十九年に至つて海岸に大損害を見るに至つたものである。海岸の事は飯忠太談郎

## 一九、明治十二年 コレラ大流行

三月より八月に至るの間、伊豫郡松前村宇濱にコレラ發生し、患者三百人、死亡百八十餘人に及んだ。今治町も傳染最も激甚て、患者六百餘人を出した。縣誌稿に依る 又其の死体を近見村石井に土葬するを憤り、同村民一揆暴動を起した。

## 二〇、明治十九年八月二十一日 大暴風雨

明治十七年八月廿五日にも暴風があつたが、翌々十九年は最も激烈であつた。殊に此の時は海岸方面の損害甚しく、蒼社川より流出したる夥しき流木は、激浪の爲片原町海岸に突入し、人家を破壊したものが少くない。蓋し當時海岸に寄洲が少く天保山の突堤築工に依り寄洲出來ざる海波殆ど片原町人家に迫つて居つた爲であらう。仍て其翌年縣費を以て新町、片原町、漁師町に亘り海岸に

現存の波除石垣を築造したもので、爾來大害を見ざるに至つた。又近見村に於ても全沿岸に大被害あり、地所は勿論、從來海岸に鬱蒼たりし老木も殆ど流失してしまつた。湊石風呂邊即ち宇成神にある兩三本の老松は其殘木である そこで縣當局に對し屢々懇請したる結果、縣費を以て前記今治海岸波除石垣築造に引續き、明治二十一年頃時期明確ならず今の湊の突堤を築造した。今治から近見に亘る此の工事は、東京の土工家服部長七の築造する所である。服部はねり築三和土のことの創始者であるといふ。當時凶作の後を受け、非常なる不景氣で、「おやぢや（親父は）懲役ヤツコラヤノヤ子は乞食でノーチヨサン 兄きや服部さんのねりかつぎ」と歌ひながら土工に従事したといふ。尙前記湊突堤築造の結果、以北海岸は年々浸蝕せられ、宅地、畑地等全滅するので、其住民等、湊突堤の短縮方と北部護岸の築造方を縣に請願したが、僅に湊の小突堤三、四箇所と、護岸とを築造したのみで、湊部落は大に利益を受けたが、北部は近年まで其のまゝで有つた。

## 二一、明治二十三年 コレラ大流行

此年七月コレラ發生次第に蔓延し、罹病者百三十三名内死亡者九十五名を出したが、十一月に至り漸く終熄した。

## 二二、明治二十六年十月十四日 大暴風雨

此の日大暴風雨全縣下に襲來し、本市域に於ても暴風激浪の爲海岸並淺川堤防數ヶ所破壊し、怒濤は人家、耕地に侵入し、加之蒼社川堤塘決潰大洪水となり、全町俄に海と變じ被害激甚であ

つた。即ち被害概要左表の通である。

右につき本縣下へ御内帑金一千圓の御下賜あり。又特に片岡侍従を御差遣あらせられた。同侍従は十二月十三日松山着、病氣の爲暫時靜養、二十三日鈍川村を経て今治に到着し、二十四日新居郡に向はれた。又内務省、縣廳よりも實地視察の爲屢々來今し、町に於ても或は假防工事に、或は復舊工事に夫々大に努力する所があつた。而して町費負擔の復舊工事設計金額千百三十九圓餘に及び、二十七、八兩年度に亘つて漸く大要復舊した。又此の被害の爲將來自活し能はざるもの十六家族二十五人に對して救濟の途を講じた。

被害略表

死	傷	テ	家	宅	流船	失船	田畑	道路	堤防	橋梁	石垣	溝渠
溺死	不行	流失	皆潰	半潰	破損	三日以上浸水	宅地	道	防	梁	垣	渠
不明	衛	四	六	七	一〇	二	一〇〇	三	四	九	八	九

備考。本表の外全町浸水し、家屋の落壁及塀墻破損等夥しく、數ふるに邊がない程であつた。

尙此の時漁師町遭難民救濟の爲、縣費を以て淺川濱に假住宅十七戸、長屋四棟を建てたが、漁師町復歸者に對しては、之を其屋敷地に移築せしめたといふ。此の項矢野由太郎談

二二、明治二十七年六月 赤痢大流行

六月十六日今治村に赤痢病發生、次第に蔓延して遂に全町に及び、患者百三十三名内死亡四十六

名を生じたが、十二月十四日を以て漸く終熄した。接續せる舊日吉村にも傳染したるものと思はれるが、徴すべき記録が無い。

二四、明治二十八年 コレラ流行

此の夏福岡縣、廣島縣等にコレラ病發生し、次第に蔓延して今治に及び、八月十四、五日頃には一日に八名の發病を見、病勢愈々猖獗を極めたので、警官並町當局等必死の努力を致し、十月二十九日遂に終熄を見た。かくて結局患者八十八名、全治二十五名、死亡六十三名を數へた。

二五、明治三十五年 コレラ大流行

七月二十七日漁師町に突然一名のコレラ患者を發生し、八月八日續發、爾來日々數名若しくは十數名、甚しきは一日二十餘名の新患者を見、眞に猖獗を極めたので、八月中旬に至り、遂に町役場事務所を他に移し、町役場を以て郡役所、警察署、町役場聯合防疫事務所とし、豫防消毒に全力を盡した。又煮沸水の供給、豫防液の注射及所々に衛生談話會を開き、自衛の途を講ぜしむる等、遺憾なきを期したる結果、稍減退の傾向を呈したが、折柄九月七日暴風雨高潮襲來、漁師町其他海岸の家屋は浸水するものが多かつた爲、再び患者の發生を見、慘狀其の極に達したが、十月二十日を以て漸く終熄した。又日吉村に於ても、八月十五日藏敷に初發以來十三名を出し、九月十二日終熄した、近見村、立花村分は不明である。

今 治 町			日 吉 村			合 計		
發 病	治 癒	死 亡	發 病	治 癒	死 亡	發 病	治 癒	死 亡
1100	9	13	13	5	8	1113	104	180

二六、明治四十年 ペスト有菌鼠

從來今治町と交通上直接關係ある阪神地方に、ペスト流行せるに依り、豫防の爲鼠族の買収を實行したるに、二月初旬突然一頭の有菌鼠を發見し、豫防警戒の計畫中又發見、驅鼠の大清潔法の結果、十五頭の多數に上つた。然し幸にも終に患者を出すに至らなかつた。尙爾後當分捕鼠買上を續行した。

二七、明治四十二年 赤痢流行

七月下旬より赤痢流行、患者七十三名、死者二十三名を出した。

二八、大正四年 傳染病

今治町に於て同年二月腸チブス發生以來、同患者五十一名、赤痢患者三十七名、計八十八名、死亡者十名を出し、避病舎狹隘假建をなす等混雜を極めた。蓋し近年稀なる大流行であつた。

二九、大正四年九月八日 暴風雨

近年になき高潮で、今治町内田畑入潮約十一町歩、内收穫皆無約六町歩、畑同三町歩を數へたので、此等に對しては免租又は荒地成の手續を取り、又家屋等に對する被害貧困者漁師町百二十

戸、淺川屠場邊十八戸に對し、甲乙丙三種に分ち、毎戸甲に四升、乙に三升、丙に二升、全部合計四石八斗四升を分與した。

三〇、大正七・八年 流行性感胃

當時スペイン風と稱した

大正七年は急性感胃、全世界を風靡し、其後日本全國を冒し、今治町に於ては十一月月上旬より十二月中旬に亘り猖獗を極め、罹病者は町民全部といふも過言ではなかつた。而して之が死亡者は八十四名に達し、實に慘憺たるものであつた。尙翌大正八年も大体同時期に大流行を見た。

三一、大正十四年三月十四日 暴風

當地方冬季に於ける強烈なる西風は毎年其例に乏しくないが、同年三月十四日早曉に於ける暴風は殆ど其類例を見ざる程度で、建築中の家屋にして倒潰したるもの市内に二、三を數へ、屋根瓦の飛散、塙塀の倒壞、戸障子の破損等は枚擧に遑あらず、殊に大正十三年の落成に係る、第四小學校東校舎スレート葺大屋根過半剝脱し、市民を驚愕せしめた。又漁師町並大濱漁船の顛覆遭難死亡者等多かつた。

三二、大正十五年七月七日 洪水

當日の洪水は近年稀有の事に屬し、六日午前十時から七日午前十時迄の雨量は二百四十耗、一坪當四石四斗四升二合、即ち全國平均年雨量の六分の一に當り、又本年六月、九月の一ヶ月分雨量に當つて居る。従つて市内平坦部で浸水せざるは日吉、藏敷の一部に過ぎず、寺町、室屋町、北



新町、慶應町、別宮方面は浸水最も甚しく、波止濱街道淺川橋より警察署の間は渡船を以て連絡するに至つた。又驛と別宮踏切間の鐵道邊及避病舎前淺川堤防の決潰を見た。かくて市内被害箇所五十六を數へ、之が復舊費市費二千九百九十圓餘を要した。

## 三三、昭和九年八月

## 大旱魃

此年梅雨期に雨少く、六月中旬より七月上旬にかけて降雨無く炎暑甚しい爲、田植不能の箇所多く、一大事を思はしむる折柄、七月十三日に至つて慈雨沛然として來り、二十日過迄小雨が斷續したので、縣下一小部分を除く外殆ど植付を了した。然るに七月二十二、三日頃より八月末に至る約四十日間、打續く酷暑大旱にして驟雨もなく、比較的用水豊富なる本市内田面も龜裂を生じ、遂に灰白色となり葉末は黄色を呈するに至つたので、八月中旬頃に至り各所に灌漑井を急設し電気動力を以て揚水し、其數約三十に及んだが、概ね水量少く如何ともすること能はず、米價は二十三圓より忽ち三十圓に騰貴し、各種畑作も不良にして海上さへも不漁である。然るに九月一日及五日に小雨あり、同時に秋冷を催したが、九月八日に至つて更に慈雨あり。始めて解消を見るに至つた。此早害關西一圓に亘り福岡、熊本、鹿兒島、沖縄、山口、廣島、愛媛、香川等も甚しく、就中愛媛縣を第一とし、縣下早害二千萬圓に上り、殊に溫泉、伊豫、越智、周桑の數郡が甚しかつた。而して本市損害は約十五萬圓と稱せられる。但全國米作豫想は五分減、稍不良の程度であつた。